

広島県告示第八百五十三号

河川区域の変更によって、次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 河川の名称

二級河川沼田川水系沼田川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十九年八月九日

三 廃川敷地等の位置

1 三原市本郷町船木字下三鬼三二〇四番三

2 三原市本郷町船木字下三鬼三二〇四番四

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

1 一三三・七六平方メートル

2 一九六・四四平方メートル